

伐採面積の規模が10haを超えないものとする。

(3) 快適環境形成機能維持増進森林

該当なし

(4) 保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林

① 保健・レクリエーション機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

保健休養や教育的利用に適した場を提供する観点から、多様な施業による森林整備や間伐等の繰り返しによって、長期にわたって期待する森林の機能を維持すべき森林として定める。施業の方法は、長伐期施業又は複層林施業（択伐によるものを除く）とする。

長伐期施業は、立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢×2×0.8」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が10haを超えないものとする。

複層林施業（択伐によるものを除く）は、主伐は伐採率70%以下の伐採とする。また、標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積を確保する。

② 文化・生物多様性保全機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

また、優れた自然景観の形成や歴史的風致を構成する森林を保全する観点から、土地固有の自然条件・立地条件に適したさまざまな生育段階や樹種から成る森林の維持増進を推進すべき森林として定める。

施業の方法は択伐による複層林施業とする。主伐は択伐とし、伐採率30%以下の伐採とする。ただし、伐採後の更新を人工造林による場合は択伐率は40%以下とすることができる。また、標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。

特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生息する森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する観点から、天然生林として維持する施業を原則とする。また、必要に応じて植生の復元を図る。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

由良川地域森林計画に定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能維持増進

森林（森林法施行規則に定める「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」。）として下記のとおり定める。

なお、1に定める各機能の発揮を優先するものとする。

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

また、区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として設定する。ただし、本市では区域を設定しない。

イ 施業の方法

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を施業の基本とし、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

施業の方法は育成単層林施業又は育成複層林施業とする。

特に効率的な施業が可能な森林のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業の合理化を図るため、小規模森林所有者や不在村森林所有者等に働きかけ林業経営の委託への転換を目指すものとする。施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

林業経営の委託への転換を目指す上で、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。委託に対する森林所有者の合意形成に向け、規模の拡大を図る林業事業者等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期施業の受委託に当たっては、受託者が森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な立木の育成権が付与されるものとする。施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権は、森林所有者と受託者が別途協議して定めるものとする。

なお、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項を含めたものとする。

4 新たな森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行う

ことをいう。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については森林経営管理法に基づき京都府が公表した民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適していない森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の所有面積1ha以上の林家戸数は1,235戸であるが、そのうち5ha未満の所有者が85%を占め、その経営規模は極めて零細である。

近年の森林施業の推移を見ると、造林については昭和60年度以降、一時的に増加し、平成3年度は133haでピークを示したが、平成4年度からは再び年々減少し、平成26年度には7haにまで落ち込んだ。一方、間伐については、国、府、市の事業を活用し、集約化を図り、利用間伐も進めながら実施し、令和2年度は204haであった。

今後も森林施業を計画的に実施するため、市・森林組合を中心とした民間林業事業者・森林所有者等が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、特に手入れの遅れている森林は地域の協力を得ながら、民間林業事業者、府とも連携を取り、地域懇談会等を各地区で開催し、地域で集約化できるよう積極的に働きかける。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市のスギ・ヒノキの間伐対象林は、6,292haと人工林のうち59%を占めているものの、実施面積は年間220ha程度であり、不在村者の所有する森林の問題をはじめ、経費面での問題もあり、山に対する関心が薄れている地域などでは間伐の実施が遅れている状況にある。

このようなことから、施業の共同化は間伐を重点的に推進することとし、森林組合・生産森林組合・林業普及指導員並びに地元関係者とも連携を取り、今後の間伐推進の方策を探る。

不在村者の所有森林が多いなどの理由により、間伐が遅れている地域は、森林境界の明確化を図り実施を促すことや、あるいは施業実施協定の締結により、一体的に保育管理を行う。さらに、低コストで間伐材が搬出できるよう作業路網の整備を進め、集約化・機械化を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行う。

ア 森林経営計画を共同で作成する者(以下「共同作成者」という。)全員により、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は、可能な限り共同又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者により実施すること。

ウ 共同作成者の一が施業等の共同化について遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路の整備は、森林の適正な管理及び生産コストの低減を図る上で必要不可欠な施設であるが、本市においては、その整備水準も低く、このことが造林・保育施業、素材の搬出等の大きな障害となっている。

そのため、生産基盤の整備は地域林業発展の基礎であるとの認識の下、基幹的な路網の開設と、これらの先線・支線となる森林作業道の開設を進め、森林施業の効率的な実施が図られるよう努める。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの考え方は次に示すとおりとする。ただし、急峻地（35°～）はほぼ施業困難地で、現場の土質等の状況によっても作業システムが異なることから、適宜最適なシステム等を検討することとする。

なお、由良川地域森林計画に定められた林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を踏まえ、路網の開設にあたっては、木材生産機能、自然環境の保全、災害の防止等に十分留意するものとする。

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜（0°～15°）	車両系作業システム	40以上	60以上	100以上
中傾斜（15°～30°）	車両系作業システム	30以上	45以上	75以上
	架線系作業システム	10以上	15以上	25以上
急傾斜（30°～35°）	車両系作業システム	40以上	20以上	60以上
	架線系作業システム	10以上	5以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	4以上	1以上	5以上

※ 路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、別表2の「基幹路網の開設・拡張に関する計画」のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び京都府林業専用道作設指針（平成23年3月31日3森第252号京都府農林水産部長通知）に則り開設することを原則とする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画は別表2のとおりとし、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道は、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することを原則とする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知）及び作業道等実施基準（平成19年7月31日9林第406号京都府農林水産部長通知）に則り開設することを原則とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

京都府森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

山土場等木材の合理的な搬出を行うための諸施設を必要に応じ整備するものとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の現況は、市内で26名（令和2年度調査）で、このうち50歳以上が34.6%、20～40歳代は65.4%と、過去に比べ高齢者の割合が減少し、森林組合等への若年層の参入がみられるようになってきた。

林業は、野外作業が主で、地形上の制約や規模が零細であることなどにより、機械化が遅れており、重労働が多い上、他産業と比べて労働災害の発生頻度が高い。

これらに加え、賃金や雇用条件に関しても間断的、季節的な就労形態などのために、日給賃金で年に数か月のみ雇用される者が多数を占め、このことが林業労働者の定住化や若者の参入を阻害する要因の一つとなっている。

このため、これらを改善するために作業の機械化などの効率化を積極的に進め、労働負担

を軽減し、安全で快適な作業環境を整えるとともに、労働安全衛生・新技術・機械運転等に対する研修会などにより、経営者・従業員双方の認識を一層高め、労働災害の根絶と作業効率の向上に努める。

また、公益財団法人京都府林業労働支援センターが行う、担い手確保の対策等を積極的に活用する。

さらに、林業・木材産業が低迷を続ける今日、京都府のブランド産品である「丹波マツタケ」「丹波くり」や、シイタケなどの特産林産物の増産に向け積極的に諸事業を取り入れて林家の所得向上を目指すほか、観光資源としても活用し、地域の活性化を図るとともに、既存の林業研究グループ、くり研究会、生産組織としてのマツタケ振興会、緑化樹生産組合などの活動の強化を図るために、必要な知識・技術を修得する方策として、その団体の主体性を生かしながら、講習会などを積極的に行う。

(1) 林業就業者の育成

林業就業者の確保、育成は緊急の課題となっている。このため、森林組合・農協などと協議を行い、賃金、雇用条件、勤務時間、休暇等を含む労働条件や社会保険をはじめとする福利厚生制度の改善を図り、森林という自然の中で働くことの素晴らしさをPRし、各地で取り組まれているU・Iターンの若者を確保する事例なども参考にしながら若者の定住化を図る。

また、林業労働者に各種資格の取得を奨励し、さまざまな業務ができる人材を育成することにより雇用の安定を図るとともに、雇用対策制度等による各種技術研修への参加を呼びかけ、技術の定着を図る。

(2) 林業後継者等の育成

地域の特産物である「丹波マツタケ」「丹波くり」の増産に向けた発生環境整備の取組が各地でみられ、特に都市住民が区有林を積極的に活用している事例もある。

そこで、林家の後継者、そして女性を対象にした楽しい日曜林業の普及に努めるとともに、森林を管理する人材を広く求めるため、都市住民への森林や林業活動の情報提供を進め、新しい林業後継者の発掘と育成を図る。

また、林業普及指導員、森林組合並びに指導林家とも連携を取り、地区の生産森林組合の林家を対象に地域懇談会、実技講習会、経営研修会などを実施し、林家の高齢化が進む中、新しく若い後継者の発掘に努める。

(3) 林業事業者の体質強化方策

本市の森林組合は、常勤職員10名、作業班14名で全市域を包括し、年間総取扱額1億9千万円で、府内でも高い事業量を誇り、組合員等から委託を受け施業を実施している。作業班の年齢構成は50才以上が多い状況にあったが、以前と比べると若手の作業班がやや増加傾向にあり、引き続き作業班を確保していく。

このような状況から、森林組合は若手作業班の確保を目指し、他の森林組合で最近取り組まれて好結果を生んでいる事例や、公益財団法人京都府林業労働支援センターが行う事業などを参考に、作業班宿舎を有効に活用し、U・Iターンの若者の受け入れ体制を整えて

いく必要がある。

また、高性能機械の導入とオペレータの養成を図るとともに、素材生産業、製材業並びに建築業の関係者とも連携し、ソフト面からの援助を進め、経営の共同化に必要な体制を整える。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市のスギ、ヒノキの人工林は保育を必要とする林分及び間伐対象森林が59%を超え、保育、間伐等の必要な時期となっている。また、今後においては、主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。

今後、低コスト林業の実現と労働負担の軽減及び素材生産部門の担い手対策のため、林業の機械化は積極的に推進しなければならない課題である。高性能林業機械の導入を積極的に推進するため、傾斜地の多い地形条件等の本市の森林に適した機械作業システムの確立、オペレータの養成・確保、機械化推進のための普及啓発方法について検討するとともに、安定した事業量を確保するため、森林組合を主とした林業事業体、素材生産業者並びに製材、建築業者で構成する木材需要拡大懇談会の活動強化を図り、業者間の連携を推進する。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1) を踏まえ、低コストで高効率な機械作業システムの構築を目指していく。

(3) 林業機械化の促進方策

機械化の推進については、特に素材部門において伐出作業効率の向上による低コスト化と、現場作業の負担の軽減を図るために緊急に取り組まなければならない。

また、オペレータの養成については、関係団体等と連携して若いオペレータの育成に努めるとともに、徹底した安全教育を図る。

さらに、安定した事業量を確保するために、地域の伐採可能量を把握するとともに、主伐期を迎え、かつ、まとまって人工林が存在する地域では施業の集約化を推進し、先進林業機械を導入した作業システムへの移行を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の素材生産は、10,535 m³（令和2年）となっており、素材は主に、京都木材流通センター（綾部ストックヤード）に出荷利用されている。また、間伐材は、京都木材加工センター及び林ベニヤ舞鶴工場への出荷が中心となっている。今後、京都府内に大型加工施設が立地予定のため、森林組合を中心に増産体制、集荷体制及び収集管理体制を確立し、「綾部市林業推進計画」において示す計画的な素材生産による安定供給を目指す。

特用林産物については、マツタケ・クリ・シイタケ等が生産されており、特に「丹波マツタケ」「丹波くり」は、京都丹の国農業協同組合を通じて京阪神・名古屋市場に出荷され、高い評価を受けている。

今後、マツタケの発生環境整備事業を拡大し、新たな松林の造成によりマツタケの増産を図る。また、クリは、クリ園の造成事業を積極的に導入し、若樹園の造成を図る。出荷体制については生産組合、農協が連携し、「丹波マツタケ」「丹波くり」などブランド品の集出荷体制を一層強化する。

樹苗・緑化樹については、綾部市緑化樹生産組合等を中心に、生産の拡大と特産としての地位の確立を図る。

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画			備考
	位 置	規 模	対 図 番 号	位 置	規 模	対 図 番 号	
京都木材流通センター	鍛冶屋町	24,400 m ²	△1				
京都木材加工センター	鍛冶屋町	※	△2				

※同一敷地

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を下表のとおり定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカに対し、特に、人工植栽が予定されている森林を中心に、ア及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、イに掲げる捕獲の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

山中で古くから活用されている「くくりわな」、作業道を拠点として効率的な設置、見回りや捕獲個体の回収できる「はこわな」等を使用したわな捕獲、巻狩等の銃器による捕獲等の実施

鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	地域森林計画対象森林の全林班	26,145

2 その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等をもって、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

本市における松くい虫の被害は、依然として被害の発生が見られ、これを減らすため、被害状況を適切に把握し、適期防除に努め森林の保全を図る。

また、カシノナガキクイムシによるミズナラ・コナラへの被害は終息傾向にあるが、今後とも関係機関との連携を強め、森林所有者への啓発を行い、被害拡大防止に努めるものとする。病虫害の蔓延防止のため、緊急に伐倒駆除する必要がある生じた場合等は、伐採を促進することについて、市長が個別に判断する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害は、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえ、捕獲や防護柵の設置等計画的・広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

造林木には、シカ・カモシカによる植栽木の幼樹の食害やクマによる樹幹の皮剥ぎ等の獣害が顕著な地域があり、有効な対策を講じる。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した緩衝帯としての森林の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、防火啓発等を適時適切に実施するとともに、必要に応じ防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

わが国においては古来、害虫駆除等のために林野への火入れが広く行われてきたところである。

しかし、無秩序な火入れは山火事を引き起こすことから、綾部市火入れに関する条例及び法令に準拠して行う事はもとより、その方法や時期には十分に気をつけて行われなければならない。火入れ従事者のみならず関係者すべてに対して火災予防の知識・技術の研鑽が必要

である。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林特に指定する森林はない。
- (2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、森林経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、別表3のとおり定めるものとする。

2 住民参加による森林の整備に関する事項

本市の山村では、担い手の減少、高齢化等により、里山林の放置、荒廃が進んでいる。一方、都市住民からは、山村に心の安らぎ、自然とのふれあいを求める気運が高まってきている。また、本市の森林は、水源涵養機能をはじめとする公益的機能を発揮するなど、下流部の住民にとって重要な役割を果たしている。

このことから、山村と都市住民が共同で展開する地域資源の活用プランづくり、里山林の整備等のボランティアを募り、継続して里山を保全するシステムづくりを図る。

3 森林施業に関する技術及び知識の普及、指導に関する事項

「丹州材」の生産を目指し、森林組合、林業普及指導員との連携を取り、林家の知識と技術のより一層の向上を目指す。また、綾部市林業振興会、綾部市興農会議、綾部市木材需要懇談会等を中心に指導林家、林研グループ等の協力を得て、技術研修会や地域懇談会をはじめ、先進地視察を開催し、林家への普及啓発、経営意欲の向上に努める。

4 市有林の整備

本市は現在、人工林を中心に 126ha の森林を有しており、人工林については森林組合に保育、間伐等を委託し、計画的に施業を進める。

5 青少年に対する森林・林業の普及啓発に関する事項

ふるさとの産業と文化を支える森林の働きと重要性を広く啓発するとともに、森林に対する理解を深め、次代を担う青少年を人間性豊かな社会人に育てることを趣旨として緑の少年団が5団結成され、地域で活動を展開しているが、今後も趣旨に沿った学習活動、奉仕活動、野外活動などの支援を通じて、青少年の健全な育成を図ることとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

適切な人工林の経営管理を推進するにあたり、「綾部市森林経営管理意向調査実施計画（令和2年3月11日策定）」に基づき、経営管理意向調査を計画的に実施し、施業が必要な人工林の集積を実施する。

7 その他

保安林及び自然公園法指定区域内の施業等、他法令により、施業について制限を受けている森林においては、当該指定施業要件に従って施業を実施する。

別表1 森林の区域の設定 (ゾーニング)

区 分	森 林 の 区 域
水源涵養機能維持増進森林 16,342.33ha	11-1～11、12-1、23-1～4、24-1～2、26-10、27-1～5、28-1、29-1～12 31-1～12、37-1～8、39-1～4、52-1～2、53-1～4、55-1～3、56-1～3、62-1 63-1、64-1、73-1～11、80-1～4、83-1、89-1～7、90-1～7、91-1～5、92-1 ～3 96-1～6、100-1～7、104-1～4、105-1～10、106-1～4、112-1、3、5～13、15 114-1～6、115-1～5、117-1～9、118-1～4、121-4、122-1～3、123-1～6 124-1～5、125-1～6、126-1～2、127-1～4、128-1、3～4、129-1～3、130-1～ 5 131-1～5、132-1～4、133-1～5、134-2、6、135-1～4、136-2～3、137-1～3 138-1～6、140-1～4、143-1～4、145-1～5、149-1～7、150-1～5、152-1～8 153-1～9、154-1～10、155-1-1～3、155-2-1、155-2、156-2、159-7-1 159-8-1、166-1～8、173-1、180-99、188-2、189-1～5、190-3、191-1～4 192-1～3、193-1～2、194-1～4、195-1～3、196-1～4、197-1～4、199-1～5 200-1～3、201-1～3、202-1～4、203-1～3、204-1～5、205-1～4、206-1～4 207-1～4、208-1～4、209-1～6、210-1～4、211-1～3、212-1～3、213-1～4 214-1～4、215-2-1～3、215-2～3、216-1～4、216-99、217-1～4、218-1～4 219-1～4、223-1～4、224-1～5、225-1～6、226-1-5、227-1～7、229-1～5 230-1～7、231-1～6、233-1～5、235-1～9、236-1～8、238-1～4、239-1～3 240-1～8、242-1～4、243-4、245-1～5、246-1～7、247-1～9、248-1～13 249-1～13、250-1～14、251-1～7、252-1～7、253-1～4、254-1～6、255-1～ 7 256-1～5、257-1～8、258-1～7、259-1～14、260-1～11、261-1～11 262-1～6、263-1～7、264-1～10、265-1～5、266-1～12、267-1～5、268-1～ 7 269-1-12、270-1～6、271-1～7、272-1～5、273-1～5、274-2、275-1～4 279-1～10、280-1～12、281-1～11、282-1～3、283-1～7、284-1～11 285-1～5、286-1～5、287-1～5、288-1～6、289-1～9、299-1～8、300-1～10 301-1～8、302-1～8、303-1～5、304-1～8、305-1～3、306-1～12、307-1～7 308-1～9、309-1～7、310-1～6、311-1～5、312-1～10、313-1～5、314-1～5 315-1～6、316-1～7、317-1～6、319-1～6、320-1～4、321-1～10、322-1～2 323-1～2、324-1～2、325-1～2、326-1～8、327-1～3、328-1～2、329-1～3 330-1～3、331-1～2、332-1～2、333-1～2、334-1～2、335-1、336-1～4 337-1～3、338-1、339-1～2、340-1～5、341-1～2、342-1、346-1～2 347-1～3、348-1～4、349-1、353-1、354-1、355-1、356-1～3、357-1～3 358-1～2、359-1～3、360-1～9、361-1～6、362-1、363-1、364-1、365-1 366-1、367-1、368-1～8、369-1～4、370-1～8、371-1～7、372-1～8

	<p>374-1~5、376-1~6、377-1~5、378-1~3、379-1~3、380-1~2、381-1~2 382-1~4、384-1~3、385-1~4、386-1~10、387-1~8、388-1~5、389-1~5 390-1~5、391-1~7、392-1~9</p>
--	---

<p>山地災害防 止機能等維 持増進森林 8,520.91ha</p>	<p>1-1～6、2-1～11、3-1～8、4-1～5、5-1～5、6-1～6、7-1～6、8-1～2、9-1～5 10-1～8、13-1～5、14-1～5、15-1～9、16-1～7、17-1～7、18-1～5、19-1～8 20-1～9、21-1～6、22-1～8、25-1～10、26-1～11、30-1～9、32-1～5、33-1～6 34-1～4、35-1～5、36-1～3、38-1～3、40-1～4、41-1～7、42-1～3、43-1～4 44-1～3、45-1～4、46-1～5、47-1、48-1、49-1、50-1、51-1～3、54-1～2 57-1～3、58-1～4、59-1、60-1、60-3、61-1、65-1、66-1、67-1、68-1～3、69-1 70-1、71-1、72-1、77-1、78-1、79-1～4、81-1～12、82-1～10、87-1～4 88-1～9、93-1～8、94-1～6、95-1～5、97-1～7、98-1～7、99-1～6、101-1～9 102-1～6、103-1～8、107-1～2、108-1～7、109-1～13、110-1～10、111-1～11 116-1～4、119-1～6、120-1～5、121-1～4、134-1～5、134-7、139-1～5 141-1～6、142-1～6、144-1～6、146-1～4、147-1～3、148-1～4、151-1～4 158-1～5、159-1～8、160-1～2、161-1～7、162-1～3、163-1～3、164-1～3 165-1～2、167-1～7、168-1～5、169-1～4、170-1～8、171-1～6、172-1、173-1 174-1～4、175-1～9、176-1～7、181-1～2、182-1～6、183-1～4、184-1～3 185-1～9、186-1～6、187-1～3、190-1～4、198-1～4、220-1～7、221-1～3 222-1～3、228-1～5、232-1～4、234-1～5、237-1～6、241-1～2、243-1～9 244-1～5、290-1～6、291-1～4、292-1、373-1～7、375-1～4、383-1～3</p>
<p>保健・レクリ エーション 機能維持増 進森林 1,823.95ha</p>	<p>74-1～8、75-1～3、76-1～4、84-1、85-1～6、86-1～5、113-1～6、155-1～7 156-1～4、177-1～5、178-1、179-1～3、180-1～6、188-1～7、215-1～3 274-1、274-3～5、276-1～5、277-1～9、278-1～6、293-1～5、294-1～3 295-1～7、295-2-8、296-1～6、297-1-1～8、297-1-11、297-1～3、298-1～5 318-1～6、343-1、344-1、345-1、350-1、351-1、352-1、379-4</p>
<p>文化・生物多 様性保全機 能維持増進 森林 161.42ha</p>	<p>179-2-1、179-2-3、179-3-2、179-3-5、277-5-77、297-1-1～8、297-1-11 343-1、344-1、345-1、363-1-2</p>
<p>木材等生産 機能維持増 進森林 26,664.74ha</p>	<p>1-1～6、2-1～11、3-1～8、4-1～5、5-1～5、6-1～6、7-1～6、8-1～2、9-1～5 10-1～8、11-1～11、12-1、13-1～5、14-1～5、15-1～9、16-1～7、17-1～7 18-1～5、19-1～8、20-1～9、21-1～6、22-1～8、23-1～4、24-1～2、25-1～10</p>

<p>26-1~11、27-1~5、28-1、29-1~12、30-1~9、31-1~12、32-1~5、33-1~6 34-1~4、35-1~5、36-1~3、37-1~8、38-1~3、39-1~4、40-1~4、41-1~7 42-1~3、43-1~4、44-1~3、45-1~4、46-1~5、47-1、48-1、49-1、50-1 51-1~3、52-1~2、53-1~4、54-1~2、55-1~3、56-1~3、57-1~3、58-1~4 59-1、60-1、60-3、61-1、62-1、63-1、64-1、65-1、66-1、67-1、68-1~3 69-1、70-1、71-1、72-1、73-1~11、74-1~8、75-1~3、76-1~4、77-1、78- 1 79-1~4、80-1~4、81-1~12、82-1~3、82-5~10、83-1、84-1、85-1~6 86-1~5、87-1~4、88-1~9、89-1~7、90-1~7、91-1~5、92-1~3、93-1~8 94-1~6、95-1~5、96-1~6、97-1~7、98-1~7、99-1~6、100-1~7、101-1~ 9 102-1~6、103-1~8、104-1~4、105-1~10、106-1~4、107-1~2、108-1~7 109-1~13、110-1~10、111-1~11、112-1、112-3、112-5~13、112-15 113-1~6、114-1~6、115-1~5、116-1~4、117-1~9、118-1~4、119-1~6 120-1~5、121-1~4、122-1~3、123-1~6、124-1~5、125-1~6、126-1~2 127-1~4、128-1、128-3~4、129-1~3、130-1~5、131-1~4、132-1~4 133-1~5、134-1~5、134-7、135-1~4、136-2~3、137-1~3、138-1~6 139-1~5、140-1~4、141-1~6、142-1~6、143-1~4、144-1~6、145-1~5 146-1~4、147-1~3、148-1~4、149-1~7、150-1~5、151-1~4、152-1~8 153-1~9、154-1~10、155-1~7、156-1~4、157-1~8、158-1~5、159-1~8 160-1~2、161-1~7、162-1~3、163-1~3、164-1~3、165-1~2、166-1~8 167-1~7、168-1~5、169-1~4、170-1~8、171-1~6、172-1、173-1、174-1~ 4 175-1~9、176-1~7、177-1~5、178-1、179-1~3、180-1~6、181-1~2 182-1~6、183-1~4、184-1~3、185-1~9、186-1~6、187-1~3、188-1~7 189-1~5、190-1~4、191-1~4、192-1~3、193-1~2、194-1~4、195-1~3 196-1~4、197-1~4、198-1~4、199-1~5、200-1~3、201-1~3、202-1~4 203-1~3、204-1~5、205-1~4、206-1~4、207-1~4、208-1~4、209-1~6 210-1~4、211-1~3、212-1~3、213-1~4、214-1~4、215-1~3、216-1~4 217-1~4、218-1~4、219-1~4、220-1~7、221-1~3、222-1~3、223-1~4 224-1~5、225-1~6、226-1~5、227-1~7、228-1~5、229-1~5、230-1~7 231-1~6、232-1~4、233-1~5、234-1~5、235-1~9、236-1~8、237-1~6 238-1~4、239-1~3、240-1~8、241-1~2、242-1~4、243-1~3、243-5~9 244-1~5、245-1~5、246-1~7、247-1~9、248-1~13、249-1~13、250-1~14 251-1~7、252-1~7、253-1~4、254-1~6、255-1~7、256-1~5、257-1~8 258-1~7、259-1~14、260-1~11、261-1~11、262-1~6、263-1~7、264-1~ 10 265-1~5、266-1~12、267-1~5、268-1~7、269-1~12、270-1~6、271-1~7</p>

	272-1～5、273-1～5、274-1、274-3～5、275-1～4、276-1～5、277-1～9278-1 ～6、279-1～10、280-1～12、281-1～11、282-1～3、283-1～7、284-1～11 285-1～5、286-1～5、287-1～5、288-1～6、289-1～9、290-1～6、291-1～4 292-1、293-1～5、294-1～3、295-1～7、296-1～6、297-1～3、298-1～5 299-1～8、300-1～10、301-1～8、302-1～8、303-1～5、304-1～8、305-1～3 306-1～12、307-1～7、308-1～9、309-1～7、310-1～6、311-1～5、312-1～10 313-1～5、314-1～5、315-1～6、316-1～7、317-1～6、318-1～6、319-1～6 320-1～4、321-1～10、322-1～2、323-1～2、324-1～2、325-1～2、326-1～8 327-1～3、328-1～2、329-1～3、330-1～3、331-1～2、332-1～2、333-1～2 334-1～2、335-1、336-1～4、337-1～3、338-1、339-1～2、340-1～5、341-1～ 2 342-1、343-1、344-1、345-1、346-1～2、347-1～3、348-1～4、349-1、350-1 351-1、352-1、353-1、354-1、355-1、356-1～3、357-1～3、358-1～2 359-1～3、360-1～9、361-1～6、362-1、363-1、364-1、365-1、366-1、367-1 368-1～8、369-1～4、370-1～8、371-1～7、372-1～8、373-1～7、374-1～5 375-1～4、376-1～6、377-1～5、378-1～3、379-1～4、380-1～2、381-1～2 382-1～4、383-1～3、384-1～3、385-1～4、386-1～10、387-1～8、388-1～5 389-1～5、390-1～5、391-1～7、392-1～9
--	--

- (注) 1. 表示の面積は森林GISによるもので、森林簿上の面積と食い違いがある。
2. 対象森林は森林計画図で確認のこと。

別表2 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設/ 拡張	種類	位置 (大字、小字)	路線名	延長 (m)	利用区域 面積 (ha)	うち前半 5年分
開設	自動車道	故屋岡町	桂谷線	1,000	68.80	○
		五泉町 (市志)	光野峠線	1,900	26.81	
		睦合町 (小田)	小田谷線	1,300	76.02	
		下原町	滝ノ宮線	1,800	170.02	
		金河内町、別所町	大阪峠線	2,000	48.90	
開設	自動車道	睦合町 (浅原)	浅原線	1,000	110.09	
		井根町	山生谷線	1,500	39.57	
		七百石町	カヤノ線	1,000	170.02	
		故屋岡町	迫沼線	800	222.80	
		忠町	忠深山支線	1,500	67.10	
		故屋岡町 (八代)	桧谷線	1,000	31.71	
		上原町	行者山線	1,000	88.26	
		睦合町 (小田)	小田線	1,000	11.48	

【開設 計】				16,800	1,131.58	
拡張 (改良)	自動 車道	五泉町(市志)、五津合町 (大町、睦志、遊里、小仲)	君尾線	7,482	374.00	○
		睦寄町(鳥垣)	鳥垣線	3,670	99.67	
		五泉町(市志、市野瀬)、老 富町(大唐内、栃)、光野町	泉富線	6,900	360.74	
		忠町	忠深山線	2,000	132.09	
拡張 (改良)	自動 車道	於与岐町(中川原)	於与岐ナル線	600	40.06	
		私市町(私市東)	堂ヶ谷線	480	15.89	
		八代町	奥黒谷線	10	87.37	
【改良 計】				21,142	1,109.82	
拡張 (舗装)	自動 車道	睦寄町(鳥垣)	鳥垣線	3,670	99.67	○
		五泉町(市志、市野瀬)、老 富町(大唐内、栃)、光野町	泉富線	6,900	360.74	
		八津合町(竹原、山田)	目白線	400	59.90	
		物部町	寺谷線	300	26.77	
		物部町	知坂線	400	26.79	
		別所町	別所滝谷線	760	10.72	
		物部町	知坂支線	100	7.47	
		志賀郷町	狭間線	200	5.54	
		八津合町(日置谷、殿)	樋ノ口支線	300	10.44	
		八津合町(日置谷、殿)	樋ノ口奥線	100	6.56	
		八津合町(日置谷、殿)	片山線	200	14.82	
		佃町	中ノ谷線	100	12.57	
		佃町	鍋倉線	100	6.39	
		上原町	丸尾線	100	11.50	
		味方町	光谷線	100	13.89	
		田野町	笹谷線	200	18.85	
		味方町	光谷支線	200	13.89	
		内久井町	石代線	200	10.72	
		中筋町	宮ノ谷線	300	22.64	
		味方町	奥ノ谷線	200	11.50	
釜輪町	後山線	1,100	88.42			
【舗装 計】				15,930	839.79	
【総 計】				53,872	3,081.19	

別表3 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
奥上林 1	293, 294, 295, 296, 297, 298, 372, 373, 374, 375 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392	1, 818. 41
奥上林 2	299, 300, 301, 321, 360, 361, 362, 363, 364, 365 366, 367, 368, 369, 370, 371	1, 264. 04
奥上林 3	348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356	441. 01
奥上林 4	322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341 342, 343, 344, 345, 346, 347, 357, 358, 359	1, 774. 59
奥上林 5	302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320	1, 228. 91
中上林 1	279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288 289, 290, 291, 292	1, 075. 05
中上林 2	242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251 252, 253, 254, 255, 272, 273, 274, 275, 276, 277 278	1, 966. 16
中上林 3	256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265 266, 267, 268, 269, 270, 271	1, 335. 88
口上林 1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 32 33, 34, 35	1, 120. 16
口上林 2	16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28 29, 30, 31	1, 162. 65
山 家 1	59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71 72	966. 81
山 家 2	36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58	1, 507. 45
東八田 1	138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167	1, 586. 42

東八田 2	168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187	1, 243. 58
西八田	115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134 135, 136, 137	1, 021. 91
吉 美	105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114	653. 21
綾 部	73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85	853. 35
中 筋	86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98 99, 100, 101, 102, 103, 104	1, 010. 4
豊 里	188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197 198, 199, 200, 201, 202, 203	1, 154. 64
物 部	204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213 214, 215, 216, 217, 218, 219	938. 85
志賀郷	220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239 240, 241	2, 033. 41